



令和3年度 環境ふくい未来創造事業資金助成 ご案内

募集締切 令和3年**5月21**日(金)

企業などからのご寄附を、県内において環境に関係した活動をしている団体・企業に助成し、応援します！



環境ふくい推進協議会

対象団体

以下のすべてに該当する団体・企業が対象となります。

- ・環境ふくい推進協議会の会員であること。
※申請時に会員となっても可。団体会員は会費無料。企業会員は年会費1万円
- ・助成を受けた活動を行う組織体制が整っていること。
- ・国や地方公共団体でないこと。

助成金額

◆スタート応援枠

団体を立ち上げてから5年未満の団体や新しく事業を立ち上げる団体を支援します。

1団体につき最大10万円（最長3年）

◆共働活動応援枠

新たに他団体や企業と共働して活動する団体・企業への助成

1団体につき最大30万円/年（最長2年）

助成対象活動

以下のすべてに該当する活動が対象となります。

- ・福井県内における活動であること。
- ・福井県環境基本計画を推進する（福井県の自然環境等の向上に寄与する）こと
- ・地域に根ざした実践的なものであり、その地域特性（文化、自然、地理、歴史、社会、経済等）について十分配慮されているものであること。
- ・活動が地域や地域以外への波及効果を伴うものであること。
- ・継続性、発展性が見込まれるものであること。
- ・利益の発生を伴う活動については、活動収益を私的に分配するものではないこと。
- ・成果を期待できる活動であること。

申請書類

令和3年**5月21日（金）必着**

- 1 申請書
- 2 活動実施計画書
- 3 収支予算書
- 4 法人等調書
- 5 定款、寄付行為等団体規約
- 6 役員名簿または全構成員名簿
- 7 団体・企業の活動を知る上で参考となる資料（調書の他、広報誌等）

1から7を環境ふくい推進協議会事務局（福井県安全環境部環境政策課内）まで郵送してください。

申請書の様式は当協議会のホームページからダウンロードできます。

URL
<http://www.kankyou-fukui.jp/>

選考

- ・育成支援部会（以下、部会）において、プレゼンテーションにより、事業内容を説明していただきます。（6月中旬～下旬予定）
※**プレゼンテーションに欠席された場合、不採択**となりますのでご注意ください。
 - ・部会において選考し、結果は後日、団体あてに通知します。
- ※部会における審査の結果、申請額より減額して助成額を決定することがあります。**

採択基準

- ・採択基準は、スタート応援枠と共働活動応援枠で異なります。
詳細は「環境ふくい未来創造事業資金助成要領」をご確認ください。

助成決定後について

- ・助成決定額の8割以内で、前払いを受けることができます。
- ・令和3年度に協議会が開催するセミナーを受講してください。
- ・共働活動応援枠については、定期的に活動の進捗状況を確認させていただき、活動の進め方について、必要に応じ協議会がアドバイス等の支援をします。
- ・助成活動が終了しましたら、速やかに実施報告書を提出してください。
部会での実績評価(3月頃)後、助成金額を確定し、助成金をお支払します。
- ・助成活動の実績を総会等での発表やパネル展示等で紹介していただくことがございます。

お知らせ

★専門家派遣事業について★

団体の皆様が活動を進める上で課題となっていることについて、専門家からアドバイスを受けませんか？協議会から**専門家を無料で派遣**いたします！

助成と併せて利用できる制度ですので、ぜひご利用ください。

申請期限は令和3年12月24日（金）です。詳しくは、協議会のホームページをご覧ください。また、事務局までお問い合わせください。

<派遣する専門家>

	分野	相談内容
1	司法書士	法務局への登記手続きに関する事
2	行政書士	行政機関への手続きに関する事
3	中小企業診断士	安定した団体運営(財政面)に関する事
4	マネジメント	安定した団体運営(上記以外)に関する事
5	ICT	情報発信に関する事
6	その他	協議会が適切であると認める内容

助成対象経費

経費の区分		内容（例）
報償費		専門家の技術指導を受ける場合の指導者謝金 （上限 20,000円／人／回）
賃金		活動に直接関わる人件費 （上限 6,000円／日）
旅費		指導者旅費、調査旅費、活動参加者旅費 （上限 車での移動の場合、37円/kmで計算した額）
需用費	消耗品費	活動実施に直接必要となる消耗器材の購入費、 参考書籍購入費 ※事務用品等日常的に使用される消耗品は対象外 ※参考書籍は、活動の実施に不可欠なものに限る。
	燃料費	活動実施に直接必要となる機械の燃料費
	食糧費	活動実施に直接必要となる弁当・飲料購入費 （上限 500円／回／人）
	印刷製本費	資料印刷費、写真代、報告書印刷費
	修繕費	活動を実施する過程で損傷した機械等の修理費
役務費	通信運搬費	活動実施に直接必要となる資材等の運搬費、郵便料 ※電話料は対象外
	手数料	振込手数料
	保険料	ボランティア等の傷害保険料
委託料		専門知識や特殊な技術設備を必要とする業務や調査等を依頼する費用
使用料および賃借料		会議室使用料、土地・建物借上料、機械・自動車借上料
原材料費		苗木代等
備品購入費		活動実施に直接必要となる機器の購入代 （恒久的に使用するもので、活動の実施に不可欠なものに限る）
その他		上記のほか、環境ふくい推進協議会長が必要と認める経費 ※事務局と事前に協議すること。

注) 法人等の日常的な活動に要する経費は対象外とする。なお、本事業により取得した備品、財産については、環境保全に関する活動のために使用すること。

注) 旅費および食糧費は、その合計額が経費総額の10%までとする。

注) 備品購入費は、スタート応援枠についてはその合計額が経費総額の30%まで、共働活動応援枠についてはその合計額が経費総額の20%までとする。